

## 平成30年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画

独立行政法人統計センター

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1 調達の現状と要因の分析

- (1) 統計センターにおける平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 43 件、契約金額は 36.0 億円である。また、競争性のある契約は 38 件（88.4%）、35.7 億円（99.2%）、競争性のない随意契約は 5 件（11.6%）、0.3 億円（0.8%）となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は、件数が増加している（2.1 ポイントの増）が、随意契約適正化検証チームにおける点検を踏まえ、真にやむを得ない契約として適切な調達を実施している。

表 1 平成 29 年度の統計センターの調達全体像

（単位：件、億円）

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(85.7%) 36	(99.2%) 36.1	(88.4%) 38	(99.2%) 35.7	(5.6%) 2	(△1.1%) △0.4
企画競争・公募	(4.8%) 2	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(△100.0%) △2	(△100.0%) △0.0
競争性のある契約（小計）	(90.5%) 38	(99.2%) 36.1	(88.4%) 38	(99.2%) 35.7	(0.0%) 0	(△1.1%) △0.4
競争性のない随意契約	(9.5%) 4	(0.8%) 0.3	(11.6%) 5	(0.8%) 0.3	(25.0%) 1	(0.0%) 0.0
合計	(100%) 42	(100%) 36.4	(100%) 43	(100%) 36.0	(2.4%) 1	(△1.1%) △0.4

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2）比較増△減の（）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

- (2) 統計センターにおける平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 7 件（18.4%）、契約金額は 27.6 億円（77.3%）であった。

平成 28 年度と比較して、金額の割合が増大している（52.7 ポイントの増）のは、7 件のうち 1 件（政府統計共同利用システムの基盤サービスの構築及び提供）の契約金額が大きいためである。

表 2 平成 29 年度の統計センターの一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
2 者以上	件数	30 (78.9%)	31 (81.6%)	1 (3.3%)
	金額	27.1 (75.1%)	8.1 (22.7%)	△19.0 (△70.1%)
1 者以下	件数	8 (21.1%)	7 (18.4%)	△1 (△12.5%)
	金額	9.0 (24.9%)	27.6 (77.3%)	18.6 (206.7%)
合 計	件数	38 (100%)	38 (100%)	0 (0.0%)
	金額	36.1 (100%)	35.7 (100%)	△0.4 (△1.1%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

## 2 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、合理的な調達方法への改善及び新規中小企業者等の参入の拡大について、状況に即した調達の改善に努めることとする。

### (1) 合理的な調達方法への改善

前年度に一者応札となった調達手続きの見直しや、経費の節減、品質の向上、事務の効率化等の観点から、より合理的な調達方法の改善が見込める案件について、競争性の確保を原則としつつ、それぞれの状況に即した調達方法の改善を図る。

【改善対策件数など】

### (2) 新規中小企業者等の参入の拡大

少額随意契約の調達事務において、新規中小企業者（設立の日以後の期間が十年未満の中小企業）や統計センターと契約実績のない業者から積極的に見積書を徴取するなどし、新規参入業者の拡大を図る。

【新規中小企業者等の参入件数など】

## 3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

- (1) 統計センターにおける調達事務については、統計センター会計規程及び契約事務取扱要領に基づき、契約担当役が指名する職員の立会いによる検収を引き続き徹底するなど、適正かつ確実に事務を遂行するとともに、必要に応じて調達担当者に対し、監督・検査業務や不祥事

事案等の研修を行う。

【受講者数・実施内容】

- (2) 調達実施に当たっては、過去の調達実績等を踏まえ、競争性の確保に努めることとするが、結果的に1者応札となった案件で次年度以降も継続的又は類似案件として調達するものについてはアンケートによる市場調査等を踏まえ事後検証を行い、より競争性を促進するための方策を講ずることとする。

【検証件数・実施内容】

- (3) 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された総務担当理事を総括責任者とする随意契約適正化検証チームに報告し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【点検件数・実施内容】

- (4) 不祥事等の発生を未然に防止するため、少額随意契約以外の納品成果物については発注者以外の職員でも納品成果物の確認を行うなど検収の徹底を図る。

【確認件数・実施内容】

#### 4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告の上、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（総務担当）を総括責任者とする調達等合理化推進検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事（総務担当）

副総括責任者 管理部長

メンバー 経営審議室長、統計編成部長、統計情報・技術部長、管理部次長、財務課長、財務企画監

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会では、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない新たな随意契約、2か年度連続の1者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、統計センターのホームページにて公表す

るものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。